

(別添)

米子湾流域における流出水対策推進計画（第2期）

1 流出水対策の実施の推進に関する方針

米子湾は中海の南東部に位置しており、流域には鳥取県側として米子市、島根県側として安来市が含まれる。湾内は閉鎖性が強く、流域では下水道等の整備が進み、水質は改善傾向にあるものの、農地、市街地などからの負荷が比較的多く、依然として中海の中で水質の悪い地点の一つである。

このため、第5期湖沼水質保全計画策定時に、流出水対策地区に米子湾流域を指定し、鳥取・島根両県で各種対策を重点的に実施することにより、流出水の汚濁負荷を低減し、米子湾の水質改善に努めてきた。

環境保全型農業の推進、地域住民による中海に流入する河川の草刈りや清掃活動、及び環境モニタリングや普及啓発活動を行ってきたが、継続的な取組が必要であり、第6期湖沼水質保全計画も引き続き、下記のとおり、流出水対策を推進する。

(1) 取組目標

米子湾流域において、湖内へ流入する汚濁負荷量の削減を図ることを目的とし、農業地域対策、市街地対策等を実施するとともに、対策の効果について確認する。

(2) 実施体制

地域住民、関係団体、市、県等が互いに連携・協力し流出水対策を推進する。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

流出水の水質を改善するために以下の事業を推進する。

<鳥取県>

| 推進項目 | 実施主体 | 具体的活動内容 |
|--|--------------------|--|
| 農業地域対策 | | |
| 農薬・化学肥料の使用を削減した栽培、代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理の徹底を図るなどの環境保全型農業の推進 | 農家 関係団体 市、県 | 緩効性肥料導入 |
| | | 代かき時の濁水流出防止等の適正な水管理 |
| | | エコファーマー認定の支援 |
| | | 特別栽培農産物の推進 |
| | | 農地・農業用水路等の資源の保全管理や農村環境の保全向上（排水路の泥上げ）：推進事業量 石井地区 L= 2 km/年、奥谷地区 L= 1 km/年 |
| 市街地対策 | | |
| 降雨に伴い流出する汚濁負荷対策の推進 | 国、県、市 | ・道路路面の清掃：国 5 km/年、県 331 km/年 ・道路側溝等の清掃：国 0.5 km/年、県 3.5 km/年、市 0.3 km/年 |
| | 地域住民 市、県 | 道路・小水路、公園等の公共の場所の清掃活動 ・市内一斉清掃（年2回） ・自治組織による清掃活動 |
| 河川等浄化対策 | | |
| 中海に流入する河川でのしゅんせつの実施、浮遊ごみ及び枯れた植物の水域への流入抑制 | 県 | 河川のしゅんせつ：5,000 m ³ |
| | 県、市 | 河川堤防の除草：県 372,500 m ² 、市 12,500 m ² |
| | 県 | 河川内の藻刈：28,000 m ² |
| | NPO 地域住民 市、県 | 湖岸、流入河川の清掃活動 ・住民団体等による湖岸清掃（中海一斉清掃、中海アダプトプログラム等） ・ボランティア団体による河川の清掃、除草 |

<島根県>

| 推 進 項 目 | 実施主体 | 具 体 的 活 動 内 容 |
|---|-------------------------|--------------------------|
| 農業地域対策 | | |
| 「島根県『環境農業』推進基本方針」に基づく減農薬・減化学肥料栽培等環境にやさしい農業の推進 | 農家 関係団体 市、県 | エコファーマーの育成 |
| | | 肥効調節型肥料・有機質肥料の活用 |
| | | 土壌診断に基づく施肥量の低減 |
| | | 局所施肥等による施肥量の低減 |
| | | エコロジー農産物推奨制度の活用 |
| 市街地対策 | | |
| 降雨に伴い流出する汚濁負荷対策の推進 | 国 | 道路路面の清掃：8 km/年 |
| | ボランティア団体 地域住民 市、県 | 道路、側溝、公園等の清掃活動及び取組に対する支援 |
| 河川等浄化対策 | | |
| 中海へ流入する浮遊ごみ、及び枯れた植物の水域への流入抑制 | ボランティア団体 地域住民 市、県 | 小水路、湖岸等の清掃活動及び取組に対する支援 |

3 流出水対策に係る普及啓発に関すること

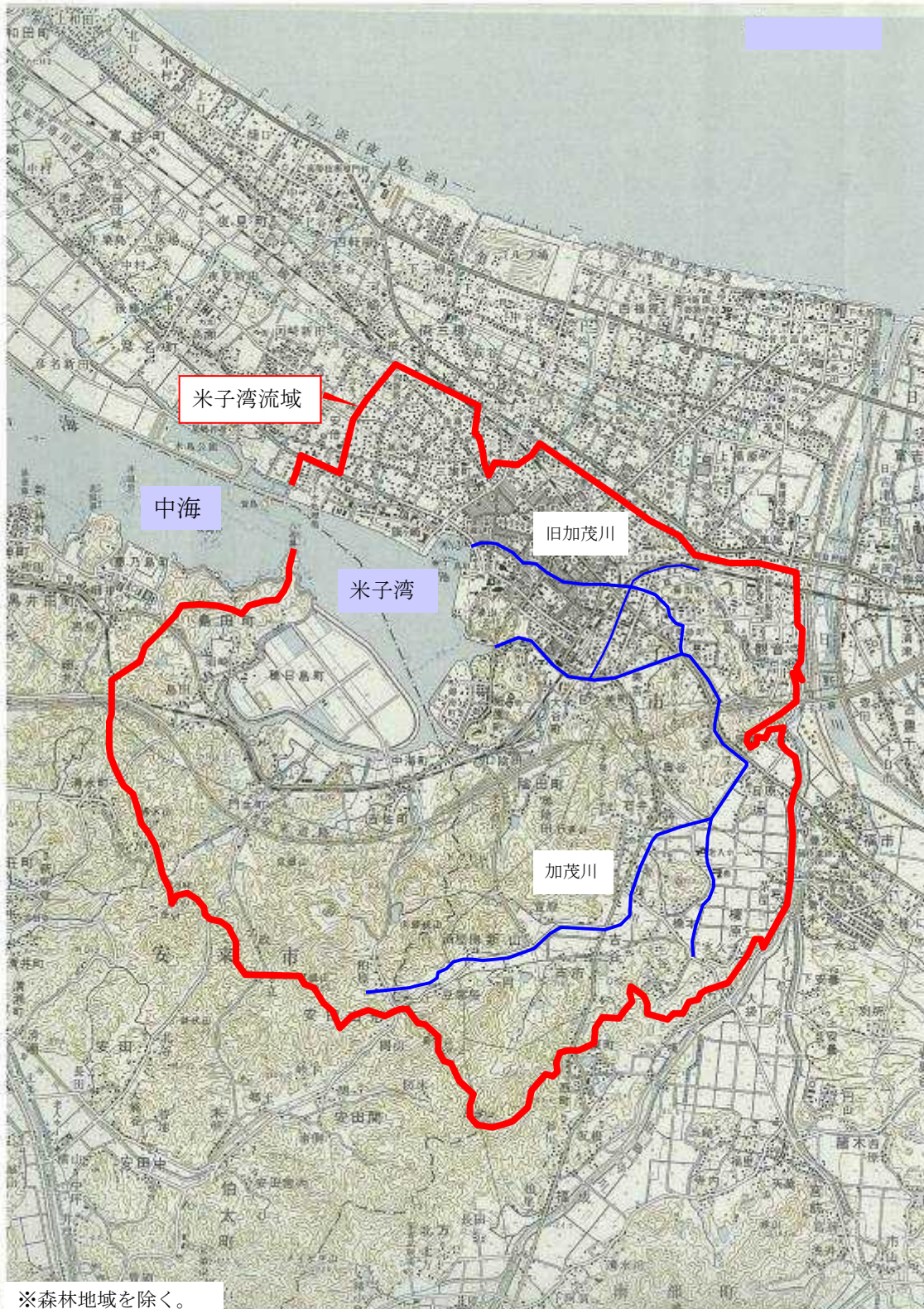
県及び市は、パンフレットの作成、配布や説明会等により、地域住民等に取り組目標、対策について説明するとともに、対策実施の啓発に努める。

4 その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること

県は、地区住民等の協力のもと、この地区をモデル地区として、流出水対策の汚濁負荷削減効果に関する研究を行うとともに、対策効果の発現状況を把握するため、COD、全窒素、全りん等の水質測定を定期的を実施する。

また、県及び市は、対策の促進と地域住民の負担軽減のため、地域住民の活動に対して支援する。

流出水対策地区



この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図(米子)を使用したものである。